注意!! 「富いてませんか? 『不審なはがき」

しない 市内でこのようなはがきが届いています。不審なはがきは「要注意」!!

見本

消費者紛争確認通知

令和5年

記号番号(●)



この度ご通知致しましたは、あなたと契約されている当該会 社があなたの契約不履行に対して裁判所に訴状申請された事を ここに通知致します。

つきましては担当職員から契約内容について確認させていた だきたい事柄が御座いますので記号番号をお伝え下さい。当セ ンターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりま すので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

つながりにくい場合が御座いますので予めご了承ください。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出 状送達後に出廷となります。又、身に覚えが無いからと放置さ れた方が、後日執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをさ れる事例が御座いますので、十分ご注意ください。

※万が一、身に覚えがない場合は早急にご連絡をお願いします

9:00~17:00

(土・日・祝日を除く)

相談窓口

050-----

〒●●●-●●●● 東京

東京都●●区●●町●丁目‐●●

消費者生活相談センター

はがきの特徴

- ① 具体的 な 契約会社 名がない
- ②電話で連絡するよ うに書いている
- ③「差押え」などと脅し、不安をあおる

はがきが届いたら

- ・無視する
- *連絡しない
- ・不安な時は消費生活

橋本市消費生活センター

2:0736-33-1227/FAX:33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください



けしげる